

川崎市指定障害福祉サービス等及び指定障害児入所・通所事業等の基準条例等の一部改正の概要

1 一部改正等の経緯

障害福祉サービス等及び障害児入所・通所の人員、設備及び運営基準は、国の基準（内閣府令及び厚生労働省令）を踏まえ、都道府県・市町村が条例で定めておりますが、今般、内閣府令及び厚生労働省令が一部改正されることに伴い、改正内容を踏まえた関係条例の改正を令和7年4月1日に行います。

2 改正等を行う条例の基となる厚生労働省令等

- (1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）
- (2) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）
- (3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）

3 改正を行う本市条例

- (1) 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第54号）
- (2) 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第55号）
- (3) 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第56号）
- (4) 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第68号）
- (5) 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第69号）
- (6) 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第70号）
- (7) 川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年条例第71号）

4 主な改正内容

栄養士であることが管理栄養士国家試験を受験するための要件とされているが、第14次地方分権一括法による栄養士法の改正により、管理栄養士養成施設の卒業者は、栄養士でなくとも、管理栄養士国家試験を受けることができることとされた。

条例名	改正内容	対象条項
川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）置くべき従業者について、「栄養士」から「栄養士又は管理栄養士」に改めるものとする。	第7条第1項及び第7項ただし書
川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者について、「栄養士」から「栄養士又は管理栄養士」に改めるものとする。	第5条第1項及び第4項ただし書
川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	福祉型障害児入所施設及び児童発達支援センターに置かなければならない職員を、「栄養士」から「栄養士又は管理栄養士」に改めるものとする。	第67条第1項、第4項ただし書及び第12項ただし書、第79条第1項
川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例	生活介護事業者が献立の内容等について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととするときを、「栄養士を置かないとき」から「栄養士又は管理栄養士を置かないとき」に改めるものとする。	第45条第4項
川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	指定生活介護事業者が献立の内容等について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととするときを、「栄養士を置かないとき」から「栄養士又は管理栄養士を置かないとき」に改めるものとする。	第88条第4項
川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	障害者支援施設の設置者が献立の内容等について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととするときを、「栄養士を置かないとき」から「栄養士又は管理栄養士を置かないとき」に改めるものとする。	第30条第5項
川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例	指定障害者支援施設の設置者が食献立の内容等について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととするときを、「栄養士を置かないとき」から「栄養士又は管理栄養士を置かないとき」に改めるものとする。	第38条第5項

5 施行日

令和7年4月1日（予定）